

第4回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成20年9月2日(火)

13:00~14:30

議事堂 601特別委員会室

1 参考人からの意見聴取

2 その他

添付資料

資料1 条例第七条に基づくリサイクル製品認定委員からの意見

資料2 条例と規則の関係について

平成 20 年 9 月 1 日

議員提出条例に係る検証検討会 座長 様

三重大学大学院工学研究科
畑中重光

三重県リサイクル製品利用推進条例について、以下のとおり意見を申し上げます。

リサイクル製品認定制度の評価

- ・ フェロシルトの事件以来、リサイクル製品認定委員からの意見について、個別聴取と全体委員会の 2 段階体制が取られている（当初の体制に戻った）ので、この体制を継続するのがよいと思います。

今後の在り方

- ・ 認定リサイクル製品の利用推進等に関し、委員が意見を述べることは、比較的システマティックにできているかと思えます。
- ・ 認定リサイクル製品を売りっぱなしではまずいので、特に「耐久性」については、申請資料に含めることが望ましいと思います。但し、製品の種類によっては、耐久性の基準の明確化は難しい（不要なケースもある）と考えられるので、事前に申請者から耐久性（保証期間）について何らかのコメントをもらっておく程度でも良いかもしれません。
- ・ 現状、特別管理廃棄物を利用した製品はリサイクル製品とは認定しないこととされているのは、基本的には、適切な措置だと思えます。ただし、特別管理型廃棄物由来の材料であっても、処理、加工の程度、方法で、十分に安定的に無害化されているケースも生じます。原則として、特別管理廃棄物を利用した製品はリサイクル製品とはいわないこととし、例外について、リサイクル製品認定委員会などで、専門家の意見を聴することとするのがよいと思います。
- ・ 製品の安全性等に係る基準について、目下、改善すべき点として具体例があるわけではありませんが、必要に応じて（改善・修正すべき点が見出された場合）当然ながら、適宜再検討できるシステムになっている必要があります。現状でもそのようなシステムで動いていると思われませんが、積極的な逐次の見直し体制を整えようとするのであれば、例えば、既に認定を受けている製造者等から定期的に意見を聴取し、基準の点検を行うことなどが考えられます。

リサイクル製品の利用推進のための方策

- ・ 特になし

平成 20 年 9 月 1 日

議員提出条例に係る検証検討会 座長 様

鈴鹿工業高等専門学校
下野晃

三重県リサイクル製品利用推進条例について、以下のとおり意見を申し上げます。

リサイクル製品認定制度の評価

- ・ 現状的に原則として全員のリサイクル製品認定委員が参加する認定委員会を設置し、同委員会が認定の適否を述べている方式になっているのでそれでいいと思います。ただし、上記文章の“原則として”を外されてしまいますと会合の開催日の調整等が困難となると思いますのではささない方がいいと思います。

今後の在り方

- ・ 認定リサイクル製品は、製品である以上、耐久性も含めて認定が検討されるのが当然であると思います。製品の耐久性に関しては、現行の認定委員でも対応できるのではないかとと思いますが、コストパフォーマンスなども含めるのであれば、もっと広い分野より認定委員を選定されたり、市場調査の方式も導入された方が良いのではないかと思います。
- ・ リサイクル製品認定委員が、認定の取消や認定製品の利用の推進について意見を述べることは可能であると思います。
- ・ 現行では、特別管理廃棄物を利用した製品は、リサイクル製品とはしないこととされていますが、十分安全面等を検討したうえで利用可能であるものは利用しリサイクル製品として認定してゆく方向で考えたら如何でしょうか。
- ・ 認定製品の安全性等に係る基準について、製品のカテゴリーを明確にし、そのカテゴリーごと、もしくは製品ごとに対する安全性や耐久性を含めた基準（分析項目や耐久試験項目）を明確かつ簡潔に提示することで、申請側にとっても使用側にとってもメリットとなり、申請・利用推進に繋がると思われます。

リサイクル製品の利用推進のための方策

- ・ 三重県内でのリサイクル製品に関する認知度がまだまだ低く、更なる PR 等で活性化が必要であると思います。認知度が増せば、申請側の工場や事業所数も増し、リサイクル製品の量、品目も増え、また利用者、販売・生産実績の向上が期待されると思います。

PR 方法：

- 1) 三重県だよりなどでの紹介、新聞広告、チラシ、TV コマーシャル、ホームセンターとタイアップした宣伝やリサイクル製品の展示販売
- 2) 三重県リサイクル製品にロゴマークをつける。
- 3) 製品のカテゴリーを明確化して、そのカテゴリーごとの製品申請に伴う手続き（書類、必要な分析データやそれに伴う費用）などを分かりやすく告知し、申請しやすくする。
- 4) 零細企業などに関しては、申請に伴う手続き費用等に関して支援するシステムを作る。
- 5) 申請側にリサイクル製品に認定された場合のメリットを具体例を挙げて明確にする。
- 6) 使用者、購入者側にもリサイクル製品のメリット（あるのなら）を、明確にする。
- 7) リサイクル製品の利用推進の意義をもっと PR し、啓蒙活動を図る。

条例と規則の関係について

地方自治法（以下「法」という。）

〔条例の制定及び罰則〕

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

〔規則〕

第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

1 条例と規則の効力

条例は議会の議決を経て定められるのに対し、規則は地方公共団体の長が定めるものであり、別個の法形式であることから、最初から当然にその効力に優劣があるわけではないとされている。ただし、今回のリサイクル製品利用推進条例施行規則のように条例の委任を受け、又はこれを執行するために制定される場合には、当然に規則の効力は条例の効力の下にあることになる（参照：門山泰明編「条例と規則」）。

2 条例と規則の所管事項

地方公共団体の事務に関する事項のうち、法令により、条例又は規則の所管事項とされている事項（専属的所管事項、下記 参照）は、それぞれ他の形式により定めることができない。

一方、法令上、条例事項とも規則事項とも規定されていない事項については、条例で定めることも規則で定めることもできる事項（競合的所管事項）であると考えられている。

専属的所管事項

条例

- ・義務を課し、又は権利を制限する事項（法第14条第2項）
- ・地方公共団体の事務所の位置を定めること（法第4条）、地方公共団体の休日を定めること（法第4条の2第1項）、長の内部組織の設置及びその分掌を定めること（法第158条第1項）など

住民の権利を制限し、義務を課すような一般的に権力的な性質を有する事務の例としては、「監視、監督、検査等」、「営業等の規制」、「施設、設

備等の規制」、「行為の規制」、「作為義務（負担）賦課」、「法人その他団体の存立及び活動の規制」などが挙げられる（参照：松本英昭著「新版逐条地方自治法」）。

規則

- ・長の職務代理者に関する事項（法第152条第3項）、財務に関する事項（法施行令第173条の2）など

3 条例で規定する事項と規則で規定する事項

条例と規則の所管事項を考えるに当たり、法律と政令の関係が参考になるかと思われるが、法律による政令への委任については、技術的な事項、専門的な事項、手続にわたる事項、機宜に応じて迅速に改正を要する事項については、法律で規定した場合には非常に煩瑣となること、機宜に応じた手が打てないという問題があることから、合理的な範囲内で政令以下に委任されている（参照：昭和60年4月9日衆議院連合審査会における政府委員答弁）。条例で規定する事項と規則で規定する事項についても、同様な考え方に立つのが妥当と考えられる。

また、条例により規則へ委任するに当たっては、規定をどのような趣旨で設けるのか、当該条例の他の規定内容や当該条例と同じ対象分野（生活環境、農林水産、公務員（給与等）など）の他の条例等との体系上のバランスがとれているか、規則へどの程度明示して委任するか等を考慮する必要がある。

なお、特別管理廃棄物を原材料として使用しないことに関し、他の道府県の例をみると、秋田県及び岐阜県は条例で、三重県をはじめとして四県は規則で、その他の道府県は要綱等で規定しているが、これらの多くは同一の条例、規則又は要綱等の中で、特別管理廃棄物に関してだけでなく品質及び安全性に関する基準も規定することにより、バランスを図っていると見られる。